

〇〇〇〇宅浄化槽設置工事請負契約書(例)

第1条 発注者\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_請負業者は、発注者が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行するものとする。

2 請負業者は、浄化槽工事業者\_\_\_\_\_に、浄化槽の設置工事を委託し、発注者はこれを承諾する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

(1) 工事の場所 \_\_\_\_\_

(2) 工事の期間 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(3) 設置浄化槽 \_\_\_\_\_型

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合するところの、別添図面及び仕様書に係る浄化槽

(4) 工事の請負代金及び支払い方法

金額 \_\_\_\_\_円(内 消費税 \_\_\_\_\_円)

支払方法 1.現金 2.その他( \_\_\_\_\_ )

第3条 請負業者は、この契約と工事用の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、引き渡しと引き替えにその請負代金の支払いを完了するものとする。

第4条 浄化槽工事業者は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士\_\_\_\_\_に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 発注者及び請負業者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第6条 浄化槽工事業者は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び富士市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 発注者は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期委を変更する必要があるときは、発注者及び請負業者間で協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は請負業者の責に帰すべき場合を除き、発注者が負担する。

第9条 請負業者は、請負業者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、発注者及び請負業者間で協議して定めるものとする。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他、工事施工について生じた損害は、請負業者の負担とする。但し、その損害のうち、発注者に帰すべき事由により生じたものは、発注者の負担とする。

第11条 受注者は、工事を完了したときは、設計図書及び富士市浄化槽施工基準通り実施されていることを確認する。

第12条 受注者は、富士市浄化槽設置費補助金交付要綱により、所定の期間内に、所定の書類及び写真を、発注者に提出するとともに富士市浄化槽担当課に提出する。

第13条 請負業者は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその責任を負うものとする。

第14条 発注者は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、請負業者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 発注者は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、請負業者に対し、相当の期限を定めてその暇疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が発注者の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第15条 暇疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後〇年以内に行わなければならない。

第16条 次の各号の一に該当するときは、発注者又は請負業者は、催告その他何等かの手続きを要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される暇疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、請負業者は、この契約の履行のために請負業者において要した費用及び請負業者において発注者のために既に支出した立替金を発注者に請求することができる。

第17条 発注者は、請負業者が工事を完成するまでは、請負業者の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 発注者は、請負業者の契約違反により、この契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等かの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、発注者は発注者の被った損害の賠償を請負業者に請求することができる。

第18条 次の各号の一に該当するときは、請負業者は、催告その他何等かの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され、又は発注者の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 発注者が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと請負業者が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、発注者は請負業者の損害を賠償するものとする。

第19条 この契約の各条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めがない事項については、必要に応じて、発注者及び請負業者間で協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

請負業者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽工事業者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(浄化槽工事業者登録番号又は届出番号： \_\_\_\_\_ )